



県章

三重県公報

昭和50年1月10日 金曜日 第10315号

目次

告 示

- 昭和49年度三重県歳入歳出補正予算の公表 (財 政 課) 2
- 医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (社 会 課) 66
- 医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師の指定 (同) 66
- 保険薬剤師及び国民健康保険薬剤師の登録 (保 險 課) 66
- 公益法人の設立の許可 (医 務 課) 67
- 労政関係事業補助金交付要綱の一部改正 (労 政 課) 67
- 牛の結核病及びブルセラ病検査の実施 (畜 産 課) 67
- 保安施設地区に指定する予定である旨の通知 (林 業 課) 68
- 公共用財産の用途廃止 (用地対策課) 70

選 管 告 示

- 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨 (選挙管理委員会) 71

警察本部告示

- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部改正 (公安委員会) 72

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可 (耕 地 課) 76
- 土地改良事業の施行認可申請の適否決定に伴う関係書類の縦覧 (同) 76
- 同件 (同) 76
- 新規土地改良事業の施行認可申請の適否決定に伴う関係書類の縦覧 (同) 77
- 定款変更及び新規土地改良事業の施行認可申請の適否決定に伴う関係書類の縦覧 (同) 77
- 土地改良事業計画変更及び定款変更の施行認可申請の適否決定に伴う関係書類の縦覧 (同) 78

学事文書課長

課長補佐

連

審判部長

係

三

集

- 入会林野整備計画の適否決定に伴う関係書類の縦覧 (林 政 課) 78
- 道路位置の指定に伴う関係図書の縦覧 (四日市土木) 79
- 同件 (久居 土木) 79
- 正 誤
- 昭和48年12月14日付三重県公報第10206号 (漁 港 課) 80

告 示

●三重県告示第12号

昭和49年度三重県歳入歳出補正予算が昭和49年12月20日可決、承認されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり公表する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

昭和49年度三重県一般会計補正予算(第5号)

昭和49年度三重県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,207,053千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,709,965千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(歳務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

(一時借入金の補正)

第4条 一時借入金の借入れの最高額に100億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を250億円とする。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県	税	48,453,689	6,771,243	55,224,932
	1 県民税	10,316,475	1,666,098	11,982,573
	2 事業税	20,029,104	4,783,061	24,812,165
	3 不動産取得税	1,874,591	△131,236	1,743,355
	6 料理飲食等消費税	2,643,556	338,144	3,001,700
	12 軽油引取税	3,064,684	95,176	3,159,860
2 地方譲与税		3,077,000	△198,000	2,879,000
	1 地方道路譲与税	2,866,000	△198,000	2,668,000
3 地方交付税		37,900,000	3,760,000	36,660,000

	1 地方交付税	32,900,000	3,760,000	36,660,000
5 分担金及び負担金		2,292,264	23,915	2,316,179
	1 分担金	1,533,876	△29,900	1,503,976
	2 負担金	758,388	53,815	812,203
6 使用料及び手数料		1,655,199	△2,808	1,652,391
	1 使用料	337,217	△68	337,149
	2 手数料	667,982	△2,740	665,242
7 国庫支出金		47,543,264	9,609,454	56,532,718
	1 国庫負担金	43,406,786	8,533,247	52,000,033
	2 国庫補助金	3,695,915	309,722	4,005,637
	3 委託金	440,563	106,485	547,048
8 財産収入		1,675,668	106,192	1,781,860

1 財産運用収入	409,840	△5,352	404,488
2 財産売却収入	1,265,878	111,544	1,377,372
9 寄附金	2,163,545	△107,997	2,055,548
1 寄附金	2,163,545	△107,997	2,055,548
10 繰入金	4,910,840	△3,778	4,907,062
1 特別会計繰入金	366,390	△27,355	339,035
2 基金繰入金	4,544,450	23,577	4,568,027
11 繰越金	13,000	4,783	17,783
1 繰越金	13,000	4,783	17,783
12 諸収入	8,243,443	1,632,476	9,875,919
1 延滞金、加算金及び過料	124,243	82,657	206,900
2 県預金利子	300,000	100,000	400,000

3 貸付金元利収入	5,537,904	520,932	6,058,836
4 受託事業収入	1,200,569	571,010	1,771,579
5 雑収入	1,025,727	357,877	1,383,604
13 県債	5,252,000	3,211,573	8,463,573
1 県債	5,252,000	3,211,573	8,463,573
歳入合計	158,502,912	24,207,053	182,709,965
歳出			
款	項	補正の額	計
1 議会費		千円 467,107	千円 503,912
1 議会費		36,805	503,912
2 総務費		12,534,200	13,107,642

3 民 生 費	1 總務・管理費	7,667,240	△387,350	7,279,890
	2 企画費	350,711	69,007	419,718
	3 徴収費	1,631,164	313,287	1,944,451
	4 市町村振興費	1,081,084	313,333	1,394,417
	5 選挙費	208,989	9,122	218,111
	6 防災費	499,100	24,520	523,620
	7 統計調査費	253,388	62,058	315,446
	8 人事委員会費	42,185	7,021	49,126
	9 監査委員費	66,769	15,533	82,302
	10 国民体育大会準備費	733,650	146,911	880,561
	11 社会福祉費	9,104,913	934,624	10,039,537
		4,083,829	438,812	4,510,641

4 衛 生 費	2 児童福祉費	2,038,054	100,550	2,138,604
	3 生活保護費	2,535,813	399,868	2,935,681
	4 災害救助費	277,273	△7,068	270,205
	5 県民生活費	169,944	14,462	184,406
		7,146,675	217,190	7,363,865
	1 公衆衛生費	3,447,705	270,247	3,717,952
	2 環境衛生費	211,877	35,673	247,550
	3 保健所費	1,198,300	295,494	1,493,794
	4 医薬費	373,882	56,918	430,800
	5 病院費	864,472	△794,472	130,000
	6 環境保全費	1,050,439	283,330	1,343,769
5 勞 働 費		1,452,468	153,067	1,605,535

1 労 政 費	513,712	21,258	534,970
2 職 業 訓 練 費	309,175	55,180	364,355
3 失 業 対 策 費	585,740	67,876	653,616
4 労 働 委 員 会 費	43,841	8,753	52,594
6 農 林 水 産 業 費	21,175,847	1,316,028	22,491,875
1 農 業 費	5,062,978	657,794	5,720,773
2 畜 産 業 費	953,792	197,654	1,151,446
3 農 地 費	9,177,657	△25,681	9,151,976
4 林 業 費	3,935,814	324,605	4,260,419
5 水 産 業 費	2,045,605	161,656	2,207,261
7 商 工 業 費	4,023,332	664,588	4,687,920
1 商 工 業 費	3,966,166	659,455	4,625,621

2 観 光 費	57,166	5,133	62,299
8 土 木 費	32,878,603	2,574,635	35,453,238
1 土 木 管 理 費	1,703,705	445,442	2,149,147
2 道 路 橋 り よ う 費	16,650,705	△275,986	16,374,719
3 河 川 海 岸 費	7,414,883	2,249,948	9,664,831
4 港 灣 費	3,250,575	△3,360	3,247,215
5 都 市 計 画 費	2,818,967	182,809	3,001,776
6 住 宅 費	1,039,768	△24,218	1,015,550
9 警 察 費	8,538,935	1,202,235	9,741,170
1 警 察 管 理 費	7,591,772	1,213,590	8,795,362
2 警 察 活 動 費	957,163	△11,355	945,808
10 教 育 費	48,660,204	9,874,392	58,534,596

1教育総務費	4,894,326	317,229	5,211,555
2小學校費	17,690,083	4,514,800	22,204,883
3中學校費	9,375,807	2,407,155	11,782,962
4高等學校費	14,855,241	2,434,928	17,289,569
5特殊學校費	956,126	173,356	1,129,482
6教員養成所費	8,839	1,356	10,195
7社会教育費	329,163	6,569	335,732
8保健体育費	550,619	19,599	570,218
災害復旧費	4,602,130	6,237,758	10,839,888
1農林水産施設災害復旧費	937,817	1,502,166	2,439,983
2土木施設災害復旧費	3,634,313	4,726,079	8,360,392
3教育施設災害復旧費	30,000	9,513	39,513

12公債費	5,432,195	152,289	5,584,484
1公債費	5,432,195	152,289	5,584,484
13諸支出金	2,446,303	270,000	2,716,303
4自動車取得税交付金	1,338,936	270,000	1,608,936
歳出合計	158,502,912	24,207,053	182,709,965

第2表 債務負担行為補正
追加

事 項	期 間	限 度	額
私立高等学校運営資金緊急融資に伴う損失補償契 約	昭和49年度～昭和51年度	融資総額の80%相当額	千円
農業技術センター清流部整備事業施設建設工事に 伴う契約	昭 和 50 年 度		100,000
農業技術センター畜産部整備事業土木工事に伴う 契約	昭和50年度～昭和55年度	外に契約に基づく利子相当額	35,000
県営洪水防除事業（排水機工事2件）に伴う契約	昭 和 50 年 度		103,000
連洋漁業経営安定特別資金利子補給契約	昭和50年度～昭和51年度	融資限度額 利子補給率	1,541,000 年1.6%
道路改良工事（国道311号）に伴う契約	昭 和 50 年 度		35,000
橋りょう整備工事（千代崎橋外1橋）に伴う契約	昭 和 50 年 度		75,000
砂防工事（栗田地区外2地区）に伴う契約	昭 和 50 年 度		30,000
住宅建設事業（笹川団地）に伴う契約	昭 和 50 年 度		150,000

昭和48年災害土木復旧工事に伴う契約	昭 和 50 年 度		125,000
昭和49年災害土木復旧工事に伴う契約	昭 和 50 年 度		3,000,000
変 更			
事 項	正 前		後
	期 間	限 度	
中小企業設備貸与事業 融資損失補償契約	昭和50年度～昭和55年度	千円 42,000	千円 46,000
昭和49年度農業経営近代 化資金利子補給契約	昭和50年度～昭和65年度	融資限度額 3,800,000 利子補給率 年1.5%～5.5%	融資限度額 6,300,000 利子補給率 年1.5%～5.5%
昭和49年度漁業経営近代 化資金利子補給契約	昭和50年度～昭和69年度	融資限度額 2,040,000 利子補給率 年1.0%～9.0%	融資限度額 2,290,000 利子補給率 年1.0%～9.0%
綿野警察署新築工事に 伴う契約	昭 和 50 年 度	100,000	157,000

第3表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	方法
災害援護資金貸付事業費	千円 70,573	普通貸借又は証券発行	—	%	貸金借入については定められた償還条件による。ただし県財政の都合により繰上償還することができるものとする。
総合研究開発機構出資金	12,000	"	9.0以内	%	政府資金及び公営企業金融公庫資金については定められた償還条件による。その他資金については償還条件は、知事が定める。又県財政の都合により繰上償還することができるものとする。
緊急砂防費	39,000	"	"	"	"
県立高等学校建設費	600,000	"	"	"	"
耕地災害復旧事業費	24,000	"	"	"	"
治山施設災害復旧事業費	3,000	"	"	"	"
昭和49年災害教育施設復旧費	6,000	"	"	"	"
昭和49年県草災害教育施設復旧費	1,000	"	"	"	"

直轄治山事業費

23,000

"

"

"

直轄災害復旧費

307,000

"

"

"

計

1,085,573

変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線施設整備費	千円 90,000	普通貸借又は証券発行	% 8.5以内	% 9.0以内
県立身体障害児(者)総合福祉施設整備費	250,000	"	"	"
精神障害児(者)総合福祉施設整備費	80,000	"	"	"

政府資金及び公営企業金融公庫資金については定められた償還条件による。その他資金については償還条件は、知事が定める。又県財政の都合により繰上償還することができるものとする。

老人居宅整備資金 交付事業費	20,000	"	"	"	"	20,000	"	"	"
自治医科大学出資 金	58,000	"	"	"	"	58,000	"	"	"
中小企業花菱員住 宅建設事業費	42,000	"	"	"	"	42,000	"	"	"
県行造 糸事業費	28,000	"	"	"	"	28,000	"	"	"
海堤保全施設整備 事業費	8,000	"	"	"	"	8,000	"	"	"
防災ダム事業費	1,000	"	"	"	"	1,000	"	"	"
湖岸堤防事業費	1,000	"	"	"	"	1,000	"	"	"
地すべり対策事業 費	4,000	"	"	"	"	4,000	"	"	"
治水防除事業費	137,000	"	"	"	"	137,000	"	"	"
林地崩壊防止事業 費	16,000	"	"	"	"	16,000	"	"	"
緊急治山事業費	10,000	"	"	"	"	10,000	"	"	"
復旧治山事業費	141,000	"	"	"	"	141,000	"	"	"

果実漁港海岸保全 事業費	10,000	"	"	"	"	10,000	"	"	"
中小河川改修費	69,000	"	"	"	"	69,000	"	"	"
小規模河川改修費	45,000	"	"	"	"	45,000	"	"	"
国補河川局部改良 費	25,000	"	"	"	"	25,000	"	"	"
国補河川維持修繕 費	2,000	"	"	"	"	2,000	"	"	"
国補都市河川環境 整備事業費	5,000	"	"	"	"	5,000	"	"	"
河川災害関連事業 費	6,000	"	"	"	"	104,000	"	"	"
国補通常砂防費	143,000	"	"	"	"	121,000	"	"	"
河川災害助成事業 費	69,000	"	"	"	"	610,000	"	"	"
国補地すべり対策 費	1,000	"	"	"	"	-	"	"	"
国補急傾斜地崩壊 対策費	12,000	"	"	"	"	36,000	"	"	"
砂防災害関連事業 費	1,000	"	"	"	"	8,000	"	"	"

国補海岸局部改良費	20,000	"	"	"	"	"	19,000	"	"	"
海岸(建設)侵食対策費	6,000	"	"	"	"	"	5,000	"	"	"
海岸(建設)高潮対策費	31,000	"	"	"	"	"	29,000	"	"	"
離島(建設)振興対策費	6,000	"	"	"	"	"	5,000	"	"	"
国補海岸環境整備事業費	6,000	"	"	"	"	"	6,000	"	"	"
国補港湾改修費	72,000	"	"	"	"	"	61,000	"	"	"
港湾局部改良費	6,000	"	"	"	"	"	6,000	"	"	"
海岸(運輸)高潮対策費	23,000	"	"	"	"	"	23,000	"	"	"
海岸(運輸)侵食対策費	6,000	"	"	"	"	"	6,000	"	"	"
離島(運輸)振興対策費	1,000	"	"	"	"	"	1,000	"	"	"
港湾海岸局部改良費	2,000	"	"	"	"	"	2,000	"	"	"
港湾環境整備事業費	3,000	"	"	"	"	"	2,000	"	"	"

港湾災害関連事業費	1,000	"	"	"	"	"	3,000	"	"	"
港湾埋立事業費	449,000	"	"	"	"	"	506,000	"	"	"
公営住宅建設費	326,000	"	"	"	"	"	329,000	"	"	"
熊野警察署庁舎建設費	50,000	"	"	"	"	"	50,000	"	"	"
交通安全施設整備費	60,000	"	"	"	"	"	51,000	"	"	"
教育センター建設費	80,000	"	"	"	"	"	80,000	"	"	"
少年自然の家建設費	40,000	"	"	"	"	"	40,000	"	"	"
県営野球場建設費	50,000	"	"	"	"	"	50,000	"	"	"
海岸災害復旧事業費	17,000	"	"	"	"	"	14,000	"	"	"
昭和47年災害土木復旧費	380,000	"	"	"	"	"	456,000	"	"	"
昭和48年災害土木復旧費	160,000	"	"	"	"	"	155,000	"	"	"
昭和49年災害土木復旧費	539,000	"	"	"	"	"	1,726,000	"	"	"

昭和49年度県費 土木復旧費	20,000	"	"	"	122,000	"	"	"
公営住宅災害復旧 費	27,000	"	"	"	18,000	"	"	"
直轄道路事業費	1,400,000	"	"	"	1,400,000	"	"	"
直轄河川事業費	196,000	"	"	"	196,000	"	"	"
計	5,252,000				7,378,000			

昭和49年度三重県印刷事業特別会計補正予算(第2号)

昭和49年度三重県印刷事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
11歳 入 金	金		千円	千円	千円
			1	5,928	5,929
12諸 収 入	繰 越 金		1	5,928	5,929
			147,098	7,649	154,747

入		5 収益事業収入	147,991	7,649	154,740
出		合計	148,262	13,577	161,839
歳入					
歳出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 印刷事業費		148,262	13,577	161,839	
	1 印刷事業費	148,262	13,577	161,839	
歳出	合計	148,262	13,577	161,839	

昭和49年度三重県立大学特別会計補正予算(第2号)

昭和49年度三重県立大学特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,145,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
6 使用料及び手数料		5,490	△540	4,950
	1 使用料	4,915	△462	4,453
	2 手数料	575	△78	497

8財	産 収、入		30,285	8,321	38,606
	1財	産 運 用 収 入	255	351	606
	2財	産 売 払 収 入	30,030	7,970	38,000
10繰	入 金		1,044,742	44,686	1,089,428
	1一般	会 計 繰 入 金	1,044,742	44,686	1,089,428
11繰	越 金		—	980	980
	1繰	越 金	—	980	980
12諸	収 入		6,576	4,787	11,363
	6繰	入	6,576	4,787	11,363
	歳 入 合 計		1,087,093	58,234	1,145,327

設 出	款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1県	立 大 学 費		1,087,093	58,234	1,145,327
	1学	校 費	1,087,093	58,234	1,145,327
	歳 出 合 計		1,087,093	58,234	1,145,327

昭和49年度三重県自動車管理事業特別会計補正予算(第2号)

昭和49年度三重県自動車管理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36,837千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10歳入	金	千円 27,004	千円 6,630	千円 33,634
	1一般会計繰入金	27,004	6,630	33,634
11繰越金		—	3	3

1歳入	繰越金	—	3	3
12歳入		3,200	—	3,200
	5収益事業収入	3,200	—	3,200
歳入合計		30,204	6,633	36,837
歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1自動車管理事業費		千円 30,204	千円 6,633	千円 36,837
	1自動車管理事業費	30,204	6,633	36,837
歳出合計		30,204	6,633	36,837

昭和49年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

昭和49年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10繰 入 金	—	—	8,740	619	9,359
		2基金繰入金	103	619	722
11繰 越 金			100	9,892	9,992

	1繰 越 金	100	9,892	9,992
歳 入	合 計	175,164	10,511	185,675
歳 出				
1交通災害共済費		補正前の額	補正額	計
		175,164	10,511	185,675
	1交通災害共済費	175,164	10,511	185,675
歳 出	合 計	175,164	10,511	185,675

昭和49年度三重県母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

昭和49年度三重県母子福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
10歳入	金	3,750千円	2,100千円	5,850千円

	一般会計繰入金	3,750	2,100	5,850
繰越金		1,489	1,392	2,881
繰越金		1,489	1,392	2,881
諸収入		33,553	7	33,560
3 貸付金元利収入		31,278	7	31,285
13 県債		7,500	4,200	11,700
1 県債		7,500	4,200	11,700
歳入合計		46,292	7,699	53,991
歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子福祉資金貸付事業費		46,292 千円	7,699 千円	53,991 千円

1 母子福祉資金貸付事業費		46,292	7,699	53,991
出 合 計		46,292	7,699	53,991
第2表 地方債補正 要 更				
起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
母子福祉資金貸付 事業費	千円 7,500	普通貸借又は 証券発行 資金借入について定 められた償還条件に よる。ただし、繰上 政の都合により繰上 償還することとする。	千円 11,700	普通貸借又は 証券発行 資金借入について定 められた償還条件に よる。ただし、繰上 政の都合により繰上 償還することとする。
計	7,500		11,700	

昭和49年度三重県か婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

昭和49年度三重県か婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,245千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10繰 入 金		千円 24,600	千円 9,600	千円 34,200
	1 一般会計繰入金	24,600	9,600	34,200
11繰 越 金		531	1,908	2,439

1線、	金	531	1,908	2,439
歳入	合計	38,737	11,508	50,245
歳出				
款	項	補正前の額	補正額	計
しか婦福祉資金貸付事業費		千円 38,737	千円 11,508	千円 50,245
1か婦福祉資金貸付事業費		38,737	11,508	50,245
歳出	合計	38,737	11,508	50,245

昭和49年度三重県農業改良資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

昭和49年度三重県農業改良資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
10歳入	金	千円 41,633	千円 375	千円 42,008
11歳出	一般会計繰入金	41,633	375	42,008
繰越金		9,538	△2,156	7,402

1 繰越金	9,558	△2,156	7,402
12 諸収入	201,002	2,156	203,158
3 貸付金元利収入	201,000	2,156	203,156
歳入合計	312,193	375	312,568
歳出			
1 農業改良資金貸付事業費	312,193	375	312,568
歳出合計	312,193	375	312,568

昭和49年度三重県中小企業近代化資金貸付事業等特別会計補正予算 (第1号)

昭和49年度三重県中小企業近代化資金貸付事業等特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ257,555千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,176,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		千円 111,621	千円 10,000	千円 121,621
2 国庫補助金		111,621	10,000	121,621

10繰入金		405,343	22,500	427,843
1一般委託繰入金		405,343	22,500	427,843
11繰越金		73,562	16,309	89,871
1繰越金		73,562	16,309	89,871
12諸収入		791,896	△1,998	789,898
3貸付金元利収入		791,896	△2,970	788,926
6雑収入		—	972	972
13県債		536,279	210,744	747,023
1県債		536,279	210,744	747,023
歳入合計		1,918,701	257,555	2,176,256

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金等貸付事業費			千円 1,918,701	千円 257,555	千円 2,176,256
		1 中小企業近代化資金等貸付事業費	1,918,701	257,555	2,176,256
歳出合計		合計	1,918,701	257,555	2,176,256

第2表 地方債補正
追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定商店街共同施設資金貸付金	41,910 千円	普通貸	%	資金借入れについて定められた償還条件による。ただし、県財政の都合により繰上償還することとする。
先行取得事業資金貸付金	222,524	"	8.4	"
計	264,434			

変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	利率	償還の方法
共同施設資金貸付金	182,860 千円	普通貸借	%	資金借入れについて定められた償還条件による。ただし、県財政の都合により繰上償還することとする。	4.1	資金借入れについて定められた償還条件による。ただし、県財政の都合により繰上償還することとする。
計	182,860			129,170		

昭和49年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第1号)

昭和49年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72,640千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,992,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財 産 収 入	入	1,859,664 千円	△250,553 千円	1,609,111 千円
	1 財 産 源 収 入	97,439	△1	97,438

10繰入金	2財産売却収入	1,859,664	△250,553	1,609,111
1繰越金	1一般会計繰入金	205,948	7,631	213,579
12諸収入	1繰越金	205,948	7,631	213,579
13県債	6雑収入	—	879	879
	1県債	—	879	879
		—	1,403	1,403
		—	1,403	1,403
		—	168,000	168,000
		—	168,000	168,000
歳入合計	歳入合計	2,065,612	△72,640	1,992,972

歳出	補正前の額	補正額	計
1公共用地先行取得事業費	1,988,173	△72,640	1,895,533
	1公共用地先行取得事業費	△72,640	1,895,533
歳出合計	2,065,612	△72,640	1,992,972

第2表 地方債補正 追加						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	方法	
公共用地先行取得事業費	168,000 千円	普通貸借又は証券発行	9.0%以内			政府資金については定められた償還条件による。又、 の他資金についての償還条件は知事が定める。又、 県財政の都合により繰上げ償還ができるものとす る。
計	168,000					

昭和49年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)

(續三)

第1条 昭和49年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定置)

第2条 昭和49年度三重県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(2) 患者数		(既定予定)		(變更増減)		(計)	
年	間	患者数	患者数	患者数	患者数	患者数	患者数
患	者	652, 883人	240, 820人	△12, 629人	9, 129人	640, 254人	249, 949人
外	来	412, 063人	△21, 758人	△21, 758人		390, 305人	
人	院						
日	平						
患	者	1, 940人	△29人	△29人		1, 911人	
外	来	811人	31人	31人		842人	
人	院	1, 129人	△60人	△60人		1, 069人	
(3) 建設改良計画							
病院増築工事費		129, 126千円	1, 146千円				130, 272千円

機械器具及び備品購入

45,707千円

43,682千円

89,389千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 病院事業収益	3,147,778千円	△353,818千円	2,793,960千円
第1項 医療収益	2,303,238千円	428,285千円	2,731,523千円
第2項 医療外収益	844,540千円	△782,103千円	62,437千円
支出			
第1款 病院事業費用	3,147,778千円	710,388千円	3,858,166千円
第1項 医療費用	3,098,225千円	699,262千円	3,797,487千円
第2項 医療外費用	49,553千円	11,126千円	60,679千円

(期間外収入及び支出)

第4条 予算第3条の2に定めた期間外収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支出			
第1款 期間外費用	4,157千円	1,466千円	5,623千円
第1項 期間外費用	4,157千円	1,466千円	5,623千円

(資本的収入及び支出)

第5条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	156,012千円	46,088千円	202,100千円
第2項 国庫補助金	2,100千円	△1,331千円	769千円
第3項 県費補助金	53,812千円	46,485千円	100,297千円
第4項 雑収入	100千円	134千円	234千円
第5項 固定資産売却代金	一千円	800千円	800千円
支出			
第1款 資本的支出	225,729千円	46,088千円	271,817千円
第1項 建設改良費	196,997千円	44,828千円	241,825千円
第4項 投資	1,092千円	1,260千円	2,352千円

(一時借入金)

第6条 予算第7条中「400,000千円」を「1,500,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできなない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与等	2,087,705千円	478,802千円	2,566,507千円

(他会計からの補助金)

第8条 予算第7条中「864,472千円」を「120,000千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第10条中「642,029千円」を「813,182千円」に改める。

(特例的収入及び支出)

第10条 予算第11条中「94,576,000円及び69,964,000円」を「93,209,190円及び68,492,229円」に改める。

昭和49年度三重県水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 昭和49年度三重県水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 昭和49年度三重県水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(2) 年間総給水量	(既決予定)	(変更増減)	(計)
	5,317,139m ³	456,534m ³	5,773,673m ³
(3) 一日平均給水量			
	14,567m ³	1,251m ³	15,818m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	263,982千円	14,122千円	278,084千円
第1項 営業収益	247,237千円	14,129千円	261,366千円
第2項 営業外収益	16,725千円	△7千円	16,718千円

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	388,393千円	47,847千円	436,240千円
第1項 営業費用	220,107千円	46,285千円	266,392千円
第2項 営業外費用	167,286千円	1,562千円	168,848千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 予算第4条本文括弧中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「69,293千円」を「64,065千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。			
(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	4,169,334千円	9,872千円	4,179,206千円
第4項 雑収入	24,834千円	9,872千円	34,706千円
(企業債)			
(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	4,238,627千円	4,644千円	4,243,271千円
第1項 建設改良費	4,144,500千円	800千円	4,145,300千円
第2項 建設準備費	17,165千円	3,844千円	21,009千円

第5条 予算第7条に定めた、企業債の利率「8.5%以内」を「9.0%以内」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費を、次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	91,444千円	23,013千円	114,457千円

昭和49年三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(總 則)

第1条 昭和49年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 昭和49年度三重県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
業務設備改良工事	17,170千円	2,565千円	19,735千円
伊賀浄水場設備改良事業	785,000千円	373,000千円	1,158,000千円
沢地浄水場設備改良事業	一十千円	63,300千円	63,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 工業用水道事業収益	1,345,918千円	4,029千円	1,349,947千円
第2項 営業外収益	8,610千円	4,029千円	12,639千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	1,375,931千円	279,026千円	1,654,957千円
第1項 営業費用	1,023,232千円	273,962千円	1,297,214千円
第2項 営業外費用	350,679千円	5,064千円	355,743千円

第4条 予算第3条の次に、次の1条を加える。

(期間外収入)

第3条の2 期間外収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 期間外収益	987千円
第1項 期間外収益	987千円

(資本的収入及び支出)

第5条 予算第4条本文括弧中資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額「317,894千円」を「328,487千円」に、「過年度損益勘定留保資金30,352千円、当年度損益勘定留保資金287,542千円」を「過年度損益勘定留保資金321,440千円及び当年度損益勘定留保資金7,047千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	5,437,894千円	428,272千円	5,866,166千円
第1項 企業債	3,479,000千円	360,000千円	3,839,000千円

第2項 補助金 1,872,004千円 50,500千円 1,922,504千円
 第4項 雑収益 60,706千円 17,711千円 78,417千円
 第6項 固定資産売却代金 一千円 61千円 61千円

支 出

第1款 資本的支出 5,755,788千円 438,865千円 6,194,653千円
 第1項 建設改良費 5,372,687千円 438,865千円 5,811,552千円

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額及び利率を次のとおり改める。

起債の目的	限 度 額		利 率	
	(変更前)	(変更後)	(変更前)	(変更後)
(1) 北伊勢工業用水道第四期建設事業	2,753,000千円	2,753,000千円	8.5%以内	9.0%以内
(2) 伊賀浄水場設備改良事業	550,000千円	868,000千円	"	"
(3) 鈴鹿工業用水道建設事業	176,000千円	176,000千円	"	"

2 予算第6条第3号の次に、次のように加える。

(起債の目的)	(限 度 額)	(起債の方法)	(利 率)	(償 還 方 法)
(4) 沢地浄水場設備改良事業	42,000千円	証券発行又は証書借入	9.0%以内	政府資金及び公営企業金融公庫資金については定められた償還条件による。その他資金については償還条件は知事が定める。ただし、都合により繰上償還することができるとする。

(一時借入金)

第7条 予算第7条に定めた限度額を2,000,000千円に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	281,845千円	63,996千円	345,843千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第10条に定めた購入限度額を17,000千円に改める。

昭和49年度三重県電気事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 昭和49年度三重県電気事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 昭和49年度三重県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 電気事業収益	1,152,815千円	△1,877千円	1,150,938千円
第2項 財務収益	12,715千円	△1,877千円	10,838千円
支出			
第1款 電気事業費用	1,028,075千円	92,799千円	1,120,874千円
第1項 営業費用	691,267千円	86,040千円	777,307千円
第2項 財務費用	334,608千円	6,759千円	341,367千円

第3条 予算第3条の次に、次の1条を加える。

(期間外支出)

第3条の2 期間外支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出

第1款 期間外費用
第1項 期間外費用

2,820千円
2,820千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書き中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「524,626千円」を「530,906千円」に、「当年度損益勘定留保資金361,270千円及び当年度利益剰余金処分額123,000千円で補てんし、なお不足する額40,356千円については一時借入金で措置するものとする。」を「当年度損益勘定留保資金 360,610千円及び当年度利益剰余金処分額28,000千円で補てんし、なお不足する額142,296千円については、一時借入金で措置するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	22,019千円	4,600千円	26,619千円
第1項 雑収益	22,019千円	4,600千円	26,619千円
支出			
第1款 資本的支出	546,645千円	10,880千円	557,525千円
第1項 建設改良費	57,504千円	1,680千円	59,184千円
第2項 繰越準備金	44,000千円	9,200千円	53,200千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	208,370千円	46,168千円	254,538千円
(利益剰余金の処分)			
第6条 予算第7条に定めた当年度利益剰余金のうち処分するものと定めた金額を、次のように改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 減価償立金	123,000千円	△95,000千円	28,000千円

昭和49年度三重県有料道路事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 昭和49年度三重県有料道路事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 昭和49年度三重県有料道路事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(1) 主要な建設改良事業	(既決予定)	(変更増減)	(計)
青山高原有料道路建設事業 事業費	220,000千円	110,000千円	330,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	1,432,426千円	111,852千円	1,544,278千円
第1項 企業債	1,420,000千円	110,000千円	1,530,000千円
第2項 雑収入	12,426千円	1,852千円	14,278千円

第1款 資本的支出	支 出	限 度 額		利 率	
		(変更前)	(変更後)	(変更前)	(変更後)
第1項 建設改良費	1,420,000千円	220,000千円	330,000千円	8.5%以内	9.0%以内
(企業債)	1,420,000千円	1,200,000千円	1,200,000千円	"	"

第4条 予算第5条を予算第6条とし、予算第4条に定めた起債の限度額及び利率を次のように改め、同条を予算第5条とする。

起債の目的

- (1) 青山高原有料道路建設事業
- (2) 志摩開発有料道路第2期建設事業

第5条 予算第3条の次に、次の1条を加える。

(経 緯)

第4条 昭和48年度三重県有料道路事業会計予算第5条に定めた青山高原有料道路建設事業の継続費の総額及び年割額を、次のように改める。

事業名	総 額		年 度	年 割 額	
	(変更前)	(変更後)		(変更前)	(変更後)
青山高原有料道路建設事業	920,000千円	1,100,000千円	昭和47年度	200,000千円	200,000千円

昭和48年度	500,000千円	500,000千円
昭和49年度	220,000千円	330,000千円
昭和50年度	—	70,000千円

昭和49年度三重県土地開発事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 昭和49年度三重県土地開発事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 昭和49年度三重県土地開発事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 土地開発事業収益	1,227,432千円	14,844千円	1,242,276千円
第2項 営業外収益	4,375千円	14,844千円	19,219千円
支 出			
第1款 土地開発事業費用	1,130,096千円	11,159千円	1,141,255千円
第1項 営業費用	1,029,142千円	4,333千円	1,033,475千円
第2項 営業外費用	100,954千円	6,826千円	107,780千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書き資本的収入額が資本的支出額に不足する額「273,652千円」を「322,589千円」に、当年度損

益勘定留保資金「273,652千円」を「322,589千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	417,550千円	△17,426千円	400,124千円
第2項 雑収入	17,550千円	△17,426千円	124千円
支 出			
第1款 資本的支出	691,202千円	31,511千円	722,713千円
第1項 土地開発費	562,000千円	31,511千円	593,511千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の利率を次のように改める。

起 債 の 目 的	利 率
(変更前)	(変更後)
白山八対野開発事業	8.5%以内 9.0%以内

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	18,006千円	4,465千円	22,471千円

●三重県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定した。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

指定医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
松阪市休日応急診療所	松阪市長 吉田逸郎	松阪市殿町1340番地の1	49.12.15

●三重県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師を指定した。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

施術機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
黒田接骨院	黒田剛之	桑名市矢田碓129番地	49.12.2

●三重県告示第15号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条ノ5第1項の規定により次のとおり保険薬剤師を登録し、並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条第3項の規定により、国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなした。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

氏名	登録の記号及び番号	登録年月日
石川清美	三薬 1083	49.12.14
奥野真市	三薬 1084	49.12.14
大西永一	三薬 1085	49.12.14
岸田弘子	三薬 1086	49.12.14
森井徹	三薬 1087	49.12.14
玉来肇	三薬 1088	49.12.14

●三重県告示第16号

民法（明治23年法律第89号）第34条の規定により、公益法人の設立を、次のとおり許可した。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

- 許可年月日
昭和49年12月24日
- 法人の名称
社団法人 三重断酒新生会
- 主たる事務所の所在地
津市宮の前岩田662の1 宮崎吉和方

●三重県告示第17号

労政関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

労政関係事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

労政関係事業補助金交付要綱（昭和44年三重県告示第634号）の一部を次のように改正する。

別表1 中小企業労働対策費補助金の項補助金の交付の対象となる経費の欄中「行なう」を「行う」に改め、同表労働関係団体補助金の項補助金の交付の対象となる経費の欄中「行なう」を「行う」に改め、同項補助事業者の範囲の欄中

「三重県労働者福祉協議会」を「三重県労働者福祉協議会三重県労働者住宅生活協同組合」に改める。

別表3 変更の内容の欄中「取りやめ」を「とりやめ」に、「30%」を「別に定める率」に、「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の労政関係事業補助金交付要綱別表1及び別表3の規定は昭和49年度分の補助金から適用する。

●三重県告示第18号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第31条第1項の規定により、牛の結核病及びブルセラ病検査を次のとおり実施する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

1 実施の目的

牛の結核病及びブルセラ病予防のため

2 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛(搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛)

3 検査の方法

ツベルクリン皮内注射法、ブルセラ急速凝集反応法

4 実施の期日及び実施する区域

実施する期日

実施する区域

昭和49年1月下旬

南勢管内一円

●三重県告示第19号

森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する第29条の規定により、次のとおり保安施設地区に指定する予定である旨農林大臣から通知があつた。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

1 保安施設地区の所在場所

- (1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱22号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱22号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

多気郡宮川村大字檜原字古ヶ谷30の1、31、31の1、37の5、42の1、58の4

- (2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱19号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

度会郡度会町栗原字笹山371の5、字黒岩307の2

- (3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱13号から標柱23号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱23号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

度会郡大内山村字笹ヶ谷5249の2、5255、5256の1、5256の5

- (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱13号から標柱24

号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱24号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

度会郡大宮町大字神原字九郎山口695、697、字古里道698

- (5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

北牟婁郡海山町大字相賀字ハセガ谷124の19

- (6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

北牟婁郡紀伊長島町大字長島字大向井2020、2020の1、2020の6、2020の26、2020の34

- (7) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

熊野市大泊町字樹木谷542、545

- (8) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

熊野市井戸町字平谷3056、3057、3059

- (9) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

南牟婁郡御浜町大字神ノ木字向垣内911、912

- (10) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

南牟婁郡紀宝町大字大里字蔵光1121の1、字鎌作1139の1

- (11) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱17号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

南牟婁郡紀和町大河内字寺前196、字乾175

- (12) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

阿山郡阿山町大字槇山字遊免3103、3170、字白好3248の1

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 3 指定施業要件 立木の伐採を禁止する。
 4 指定の有効期間 7年

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

●三重県告示第20号

次の公共用財産の用途を廃止する。

昭和50年1月10日

所在地	種目	地積
三重県知事	田川亮三	
一志郡白山町大字川口奥山田6460番2地先	道路敷	493.61平方メートル
〃 〃 字百町6858番2地先	〃	94.74 〃
〃 〃 〃 6859番地先	〃	121.44 〃
〃 〃 字シヨコボ谷6882〃	〃	118.11 〃
〃 〃 〃 6890〃	〃	75.66 〃
〃 〃 字洞6898 〃	〃	472.36 〃
〃 〃 字山尾田7116 〃	〃	694.17 〃
一志郡一志町大字井生字瀧ノ上2046 〃	〃	68.10 〃
〃 〃 〃 2041 〃	〃	618.48 〃
〃 〃 〃 2040 〃	〃	441.20 〃
〃 〃 字瀧ノ下2026番2地先	〃	229.12 〃
〃 〃 〃 2020番地先	〃	367.90 〃
〃 〃 〃 2016 〃	〃	646.75 〃
〃 〃 字コモ池1781 〃	〃	419.50 〃
〃 〃 〃 1776 〃	〃	314.14 〃
〃 〃 〃 1806 〃	〃	24.48 〃
〃 〃 〃 1770 〃	〃	108.78 〃
〃 〃 字杉谷1742 〃	〃	202.05 〃
〃 〃 〃 1743 〃	〃	96.45 〃
〃 〃 〃 1723 〃	〃	40.31 〃
〃 〃 〃 1722 〃	〃	276.73 〃
〃 〃 字大洞1711 〃	〃	54.04 〃
〃 〃 〃 1709 〃	〃	317.96 〃
〃 〃 字溝田谷1683 〃	〃	621.38 〃
〃 〃 字西ノ口1637 〃	〃	389.24 〃
〃 〃 〃 1621番1地先	〃	22.49 〃

一志郡一志町大字井生字菰蒲谷1482番地先	道路敷	44.82平方メートル
〃 〃 〃 1466 〃	〃	16.50 〃
〃 〃 〃 1464 〃	〃	198.89 〃
〃 〃 〃 1463 〃	〃	228.84 〃
〃 〃 字三ヶ谷2083 〃	〃	40.19 〃
〃 〃 〃 2069 〃	〃	125.25 〃
〃 〃 〃 2065 〃	〃	148.91 〃
〃 〃 〃 2099 〃	〃	18.55 〃
〃 〃 〃 2100 〃	〃	268.44 〃
〃 〃 字クグリガ谷2144〃	〃	356.20 〃
〃 〃 字長谷2179 〃	〃	264.26 〃
〃 〃 字草深2214 〃	〃	163.63 〃
〃 〃 〃 2217 〃	〃	168.64 〃



●三重県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条(第18条において準用する場合を含む。)の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

昭和50年1月10日

三重県選挙管理委員会委員長 吉住慶之助

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 期間 昭和49年1月1日から昭和49年6月30日まで
- 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額	1件千円以上の寄附総額	1件五百円以上の寄附総額	支出の総額	1件千円以上の支出総額	1件五百円以上の支出総額	報告書受理年月日
	円件	円件	円件	円件	円件	円件	
太田あつお後援会							49.10.22
田口一男後援会	540,000	—	3,400,000	374,443	21,373,933	—	49.10.29
永田ひろし後援会	437,981	7,293,400	—	400,031	17,399,450	—	49.10.22
日本遺族政治連盟三重県支部	—	—	—	—	—	—	49.10.16

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額	件数	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事業所の所在地
田口一男後援会	200,000円	2件	田 口 一 男	衆議院議員	津 市
	200,000	1	ミヤコ化学株式会社		四日市市
永田ひろし後援会	293,400	7	公明党三重県本部	政治団体	津 市

(2) 支 出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
田口一男後援会	218,427円	11件	家 屋 費
	136,531	6	通 信 費
	12,225	2	文 具 費
	3,000	1	広 告 費
	3,750	1	雑 費
永田ひろし後援会	11,880	1	事務用品費
	60,000	1	備 品 費
	27,520	2	消 耗 品 費
	91,500	5	雑 費
	24,000	6	地域活動費
	22,050	1	会 場 費
	162,500	1	印 刷 費

警察本部告示

●三重県警察本部告示第1号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和50年1月10日

三重県警察本部長 松 井 三 郎

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程の一部を改正する告示

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規程（昭和46年三重県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「行ない」を「行い」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「行なわれ」を「行われ」に、「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に改める。

第5条中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「行なわれ」を「行われ」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に改める。

第7条中「あわせて」を「併せて」に、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条中「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「および」を「及び」に改める。

第9条中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第10条中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第11条第1項中「昭和42年改正令附則第8条の一時金請求書」を「前払一時金請求書」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第3項中「第2項」を「第6項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条中「ならびに」を「並びに」に、「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第13条中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第14条中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改める。

第15条中「すみやかに」を「速やかに」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

第16条中「行なつた」を「行つた」に、「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改める。

様式第1の注意事項の1の項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同様式の注意事項の表1の(3)休業給付の項中「または」を「又は」に改め、同表2の(2)葬祭給付の項を次のように改める。

(2) 葬祭給付

あなたが死亡した協力援助者の葬祭を行つた者である場合は、9万円に給付基礎額の30倍に相当する額を加えた額（その額が給付基礎額の60倍に相当する額に満たないときは、給付基礎額の60倍に相当する額）の葬祭給付を受けることができます。

様式第2中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「かえて」を「代えて」に改める。

様式第3中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様式第4中「または」を「又は」に改める。

様式第5中「または」を「又は」に、

4 葬祭給付請求金額
(給付基礎額) × 60 = 円 を

4 葬祭給付請求金額
(給付基礎額)
(A) 円 + 円 × 30 = 円
(給付基礎額)
(B) 円 × 60 = 円 に改める。
(A)(B)のうち
高い方の金額 □ (A) □ (B) 円

様式第6中「または」を「又は」に改める。

様式第7中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様式第9及び様式第10中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様式第11の注意事項中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

様式第12中「または」を「又は」に改める。

様式第14中「および」を「及び」に改める。

様式第16及び様式第17中「または」を「又は」に改める。

様式第18を次のように改める。

様式第18〔46告1—第11条〕

前払一時金請求書

三重県警察本部長 殿		請求年月日	年 月 日
下記のとおり前払一時金を請求します。		(請求者又は代表者)	
		住所 氏名 協力援助者との続柄	
1 請求者(代表者)が選択する前払一時金の額	給付基礎額の 1000倍 800倍 600倍 に相当する額 400倍 200倍		
2 前払一時金の請求金額	(給付基礎額) 円 × 倍 = 円		
3 前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る遺族給付年金の額	年 月分から 年 月分まで 円		
4	を代表者として、前払一時金の請求を委任します。		
代表者の選任	氏名	協力援助者との続柄	住所
代表者と	氏名	協力援助者との続柄	住所
同順位の	氏名	協力援助者との続柄	住所
遺族	氏名	協力援助者との続柄	住所
	氏名	協力援助者との続柄	住所
※受理	※決定	※支払	※決定金額
年 月 日	年 月 日	年 月 日	円

(注) 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「1請求者(代表者)が選択する前払一時金の額」の欄については、請求者又は代表者が選択した倍数を○で囲むこと。

3 「3前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る遺族給付年金の額」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立つて申し出る者は記入しないこと。

4 「4代表者の選任」の欄については、遺族給付年金の受給権者が2人以上ある場合にのみ記入すること。

(B5)

様式第22中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、昭和49年11月21日から適用する。



- 柄田土地改良区（阿山郡阿山町大字上友田）の定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により認可した。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

- 次の土地改良事業の施行認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 土地改良事業の名称
松阪市営土地改良事業（通田村地区）
- 2 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 審査報告書の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
 - (3) 条例の写し
- 3 縦覧の期間
昭和50年1月18日から昭和50年2月6日まで
- 4 縦覧の場所
松阪市役所

- 次の土地改良事業の施行認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 土地改良事業の名称
柏地区共同施行土地改良事業
- 2 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 審査報告書の写し

- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 規約の写し

3 縦覧の期間

昭和50年1月18日から昭和50年2月6日まで

4 縦覧の場所

伊勢市役所

- 次の新規土地改良事業の施行認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 土地改良区地区名
鈴鹿川沿岸土地改良区（河田地区）
- 2 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 審査報告書の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
 - (3) 定款の写し
- 3 縦覧の期間
昭和50年1月18日から昭和50年2月6日まで
- 4 縦覧の場所
鈴鹿市役所

- 次の土地改良区の定款変更及び新規土地改良事業の施行認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項及び同法第30条第2項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 土地改良区の名称
楠部土地改良区
- 2 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 審査報告書の写し
 - (2) 土地改良事業計画書の写し
 - (3) 定款の写し
- 3 縦覧の期間

昭和50年1月18日から昭和50年2月6日まで

4 縦覧の場所
伊勢市役所

- 次の土地改良区の土地改良事業計画変更及び定款変更の施行認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項及び同法第30条第2項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

1 土地改良区の名称
井生土地改良区

2 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
(3) 定款の写し

3 縦覧の期間

昭和50年1月18日から昭和50年2月6日まで

4 縦覧の場所
一志町役場

- 一志郡白山町南出入会林野整備組合代表者中川金雄から認可申請のあつた南出入会林野整備計画を、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により適当と決定したので、同条第4項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

1 縦覧に供する書類
南出入会林野整備計画書（写）

2 縦覧期間

昭和50年1月10日から昭和50年2月15日まで

3 縦覧場所

津市広明町13番地
三重県農林水産部林業事務局林政課
久居市東鷹跡町
三重県中勢林業事務所

一志郡白山町大字川口892番地
白山町役場

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は三重県四日市土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

1 関係土地の地名地番

四日市市桜町字北垣内499—10、498—4

2 指定道路

道路番号

幅員

延長

A

4.00メートル

34.50メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

三重県四日市市桜町153—1

小 津 進

4 指定年月日

昭和49年12月11日

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は三重県久居土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和50年1月10日

三重県知事 田 川 亮 三

第 1

1 関係土地の地名地番

一志郡嬉野町大字算所字新田590—14

2 指定道路

道路番号

幅員

延長

A

4.00メートル

114.90メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

一志郡嬉野町大字算所32—1

森 川 駒之助

4 指定年月日

昭和49年12月17日

第2

1 関係土地の地名地番

一志郡嬉野町大字中川字樋口74-3 外7筆

2 指定道路

道路番号	幅員	延長
A	4.00メートル	35.00メートル
B	6.00 "	13.00 "

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

一志郡嬉野町大字中川723-5

竹村文男

4 指定年月日

昭和49年12月17日

●正 誤

昭和48年12月14日付三重県公報第10,206号に登載した、公有水面埋立しゅん工の認可
(三重県告示第725号)中、20ページ、下から13行目
「355番地の1」を「355番地の5」に訂正する。

30回みえ国体

たくましくあすをひらこう



夏季大会 9月14日～17日

秋季大会 10月26日～31日

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 550円

1箇年 6,600円

昭和50年1月10日印刷発行
津市広明町13番地(電代01111)

三 重 県 庁
印刷 三重県総務部学事文書課